

## 令和6年度兵庫県産農林水産物流通・販売拡大支援事業 公募要領

### 1 目的

県南地域等の消費地で県産農林水産物の取扱量の増加を図るために、集荷・配送ルートの新規開拓・拡充等や店舗での県産農林水産物のPRに要する経費を支援する補助事業の事業実施主体を募集します。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業内容等

本事業は、「新たな広域配送ルートモデルづくり支援事業」、「量販店等PR活動支援事業」の2つの事業メニューがありますが、このうち「新たな広域配送ルートモデルづくり支援事業」については、既に募集枠に達したため、「量販店等PR活動支援事業」のみを追加募集します。

事業内容、補助対象経費等は下表のとおりです。

<b>事業内容</b>	県南地域等の量販店等における店頭でのPRに必要な経費への支援
<b>事業実施主体 (補助対象者)</b>	農業協同組合、漁業協同組合、農林漁業者が3戸以上で組織する団体、 全国農業協同組合連合会兵庫県本部、兵庫県漁業協同組合連合会、 食品流通事業者、量販店、その他知事が特別に認める団体等 〔 複数の団体等が共同で事業を行う場合については、いずれかを代表事業 実施主体とし、当該事業実施主体が応募すること。 〕
<b>補助対象経費</b>	PR資材作成費（のぼり、パネル、ポスター等）、店頭販売員派遣に要する経費、 産地や調理方法を紹介する動画の作成経費等
<b>補助率</b>	1 / 2 以内
<b>標準事業費</b>	1 店舗当たり 140 千円 〔 ・ 1 店舗当たりの補助金上限額は 70 千円 ・ 3 店舗以上で実施する場合の補助金額上限額は 210 千円 〕
<b>募集枠</b>	3 店舗程度
<b>実施基準</b>	①事業実施主体は、宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。 ②事業実施主体は、代表者を定め、また、組織の運営等について定めた規約等を有すること。 ③事業終了後も継続されることを前提とした取組であること。 ④短期間のイベントのみの開催経費は、本事業の補助対象外とする。 ⑤事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により事業を実施中のもの又は既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。 ⑥1 申請当たりの最低事業費は、100 千円以上とする。 ⑦事業実施主体が、県南地域等の消費地に所在する量販店等（直売所は除く）の店頭において、県産農林水産物をPRすること。

#### (2) 審査項目

<b>審査項目</b>	①店舗で取り扱う県産農林水産物の品目数 ②県産農林水産物のPR方法（販売コーナーの設置又は既存売場内でのPR販売） ③PRする品目数 ④PR活動（イベント等）の実施回数 ⑤兵庫県認証食品のPRの有無
-------------	---

### (3) 事業スキーム

兵庫県が事業実施主体を公募し、事業実施計画（案）の書面審査を経て採択者を決定します。

採択後、事業実施主体からの申請に基づき、事業実施計画の承認、補助金の交付を行います。

#### 【事業の流れ】

事業実施希望者の募集

- ・事業実施希望者は、県民局（県民センター）（以下「県民局等」という。）又は流通戦略課\*に事業実施計画書（案）を提出

審査・採択通知

- ・流通戦略課は、事業実施計画書（案）を審査、事業実施希望者に採択通知を行う。

事業実施計画の申請・承認

- ・採択通知を受け取った事業実施主体は、事業実施計画書の承認申請を県民局等又は流通戦略課に行う。
- ・流通戦略課は、承認申請のあった事業実施計画書を審査の上、承認を行う。

補助金交付申請・決定

- ・事業実施主体は、県民局等又は流通戦略課に補助金交付申請を行う。
- ・県民局等又は流通戦略課は、内容を審査し交付決定を行う。

事業実施

- ・事業実施主体は取組を開始する。

実績報告

- ・事業実施主体は、取組完了後、30日以内、又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに県民局等又は流通戦略課に実績報告書を提出する。

補助金の支払い

- ・県が実績報告書の内容を確認の上、補助金額を確定し、請求に基づいて補助金を支払う。

※事業実施希望者の主たる事務所が所在する市町を管轄する県民局等に提出する。ただし、事業実施希望者が県域を活動区域とする団体又は、食品流通事業者の場合は、流通戦略課に提出する。

## 3 応募方法

### (1) 募集期間

令和6年12月6日（金）～12月23日（月）まで

### (2) 提出書類

様式番号	内容	提出部数
様式1	応募申請書 〔複数の団体等が共同で事業を行う場合は、いずれかを代表事業実施主体とし、当該事業実施主体が応募すること。〕	1部
様式2	事業実施計画書（案）	1部
—	定款・規約、役員名簿等応募団体の概要がわかる書類※ 〔複数の団体等が共同で事業を実施する場合は、それぞれの団体等の概要がわかる書類を提出すること。〕	1部

※応募者が、農業協同組合、漁業協同組合、全国農業協同組合連合会兵庫県本部、兵庫県漁業協同組合連合会の場合は必要なし。

### (3) 提出先・方法

#### 〔提出先〕

＜事業実施希望者の主たる事務所が所在する市町を管轄する県民局等に提出＞

提出先	住所	電話	メールアドレス	管轄エリア
神戸県民センター神戸農林振興事務所農政振興課	〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5	078-742-8323	koubenourin@pref.hyogo.lg.jp	神戸市
阪神北県民局阪神農林振興事務所農政振興課	〒669-1531 三田市天神 1-10-14	079-562-8843	hanshinorin@pref.hyogo.lg.jp	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨県民局加古川農林水産振興事務所農政振興課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9615	kakogawanouri@pref.hyogo.lg.jp	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨県民局加東農林振興事務所農政振興課	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9422	katonori@pref.hyogo.lg.jp	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所農政振興課	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9285	himejinourinsuisan@pref.hyogo.lg.jp	姫路市、神河町、市川町、福崎町
西播磨県民局光都農林振興事務所農政振興第1課	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25	0791-58-2194	Kotonori@pref.hyogo.lg.jp	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
但馬県民局豊岡農林水産振興事務所農政振興課	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	0796-26-3694	toyookanouri@pref.hyogo.lg.jp	豊岡市、香美町、新温泉町
但馬県民局朝来農林振興事務所農政振興課	〒669-5202 朝来市和田山町東谷 213-96	079-672-6878	Asagonori@pref.hyogo.lg.jp	養父市、朝来市
丹波県民局丹波農林振興事務所農政振興課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3793	tanbanori@pref.hyogo.lg.jp	丹波篠山市、丹波市
淡路県民局洲本農林水産振興事務所農政振興第1課	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	0799-26-2097	sumotonourinsuisan@pref.hyogo.lg.jp	洲本市、南あわじ市、淡路市

＜事業実施希望者が県域を活動区域とする団体又は、食品流通事業者の場合は、流通戦略課に提出＞

兵庫県 農林水産部 流通戦略課 ブランド戦略班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁 1 号館 8 階

TEL 078-362-3486 メールアドレス ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp

#### 〔提出方法〕

郵送（令和6年12月23日の消印有効）、持参又はメールにより提出願います。

※持参の場合は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

### 4 審査・採択決定

書類審査により採択の可否を決定し、採択結果（採択／不採択）については、文書で通知します。

なお、審査の経過等についての問い合わせには応じられません。

### 5 留意事項

(1) 本事業により補助を受ける内容と同一の内容で、国・県・市町等から重複して助成を

受けることはできません。当該事実が判明した場合は、補助金交付決定の取消し、又は補助金の返還を求めます。

(2) 必要な場合は、補助金について概算払いとしてお支払いすることも可能です。

(様式1)

番 号  
年 月 日

兵庫県〇〇県民局（県民センター）長 様  
または、  
兵庫県農林水産部長 様

(代表) 事業実施主体名  
住所  
代表者氏名  
電話番号  
電子メールアドレス

令和6年度兵庫県産農林水産物流通・販売拡大支援事業に係る応募申請  
について

令和6年度兵庫県産農林水産物流通・販売拡大支援事業公募要領に基づき、下記  
の関係書類を添えて申請します。

## 記

### 1 提出書類

実施計画書（様式2）

応募団体の概要が分かる書類（定款、規約、役員名簿等）

〔 複数の団体等が共同で事業を実施する場合は、それぞれの団体等の概要がわかる  
書類を提出すること。 〕

(様式2)

兵庫県産農林水産物流通・販売拡大支援事業 実施計画書 (案)

1 事業の目的

--

2 事業実施主体

名称	所在地	代表者職・氏名	設立年月日

3 事業内容 (下記2事業のうち、該当するものにチェック✓を入れること)

【新たな広域配送ルートモデルづくり支援事業】 (別紙1)

【量販店等PR活動支援事業】 (別紙2)

4 添付書類

- (1) 事業実施主体の規約、定款等組織の概要が分かる書類 (農業協同組合、漁業協同組合、全国農業協同組合連合会兵庫県本部、兵庫県漁業協同組合連合会が事業実施主体の場合は除く)
- (2) 3戸以上の農林漁業者等が構成員であることを示す名簿 (農林漁業者等が3戸以上で組織する団体が事業実施主体の場合のみ)

(別紙2)

## 量販店等PR活動支援事業

### 1 実施店舗及び販売方法

名称	所在地	県産品取扱予定品目数	PRする品目名	販売方法 (該当する項目にチェック✓を入れること)
				<input type="checkbox"/> 県産農林水産物販売コーナーの設置 <input type="checkbox"/> 既存売場内でPOP等によるPR販売
				<input type="checkbox"/> 県産農林水産物販売コーナーの設置 <input type="checkbox"/> 既存売場内でPOP等によるPR販売
				<input type="checkbox"/> 県産農林水産物販売コーナーの設置 <input type="checkbox"/> 既存売場内でPOP等によるPR販売
				<input type="checkbox"/> 県産農林水産物販売コーナーの設置 <input type="checkbox"/> 既存売場内でPOP等によるPR販売
計			—	—

<PRする品目のうち兵庫県認証食品の取扱状況>

PRする品目名	兵庫県認証食品※	
	ひょうご安心ブランド	ひょうご推奨ブランド

※該当する兵庫県認証食品のブランドに○を記載すること。

### 2 PR活動の概要

--

### 3 実施計画

#### (1) PR販売方法

##### ア 県産農林水産物販売コーナー設置の有無

店舗名	コーナー有・無	有りの場合の設置期間※			定期・不定期の場合の時期及び考え方
		常設	定期	不定期	

※該当する設置期間に○を記載すること。

イ 店舗でのPR方法

店舗名	PR方法

(2) PRイベント

店舗名	回数	実施時期	イベント内容

4 次年度以降の推進方針

※次年度以降のPR活動等についての方針を記載すること。

5 事業収支予算

〔収入の部〕

事項	予算額	摘要※

〔支出の部〕

事項	予算額	摘要※

※摘要欄には、支出に係る経費の単価、数量等、算出根拠を記載すること。

※摘要欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

6 事業完了予定年月日                      令和    年    月    日

(様式2)

## 兵庫県産農林水産物流通・販売拡大支援事業 実施計画書 (案)

## 1 事業の目的

県内で生産される農産物を大消費地である神戸・阪神間の消費者に届けるため、スーパー等量販店への配送ルートの拡充や新たな販売先の開拓を行うとともに、販売先での県産農産物のPRを行う。

## 2 事業実施主体

名称	所在地	代表者職・氏名	設立年月日
株式会社〇〇〇〇流通	神戸市中央区下山手通 5-10-1	代表取締役社長 兵庫 太郎	平成10年6月8日

## 3 事業内容 (下記2事業のうち、該当するものにチェック✓を入れること)

【新たな広域配送ルートモデルづくり支援事業】 (別紙1)

【量販店等PR活動支援事業】 (別紙2)

## 4 添付書類

- (1) 事業実施主体の規約、定款等組織の概要が分かる書類 (農業協同組合、漁業協同組合、全国農業協同組合連合会兵庫県本部、兵庫県漁業協同組合連合会が事業実施主体の場合は除く)
- (2) 3戸以上の農林漁業者等が構成員であることを示す名簿 (農林漁業者等が3戸以上で組織する団体が事業実施主体の場合のみ)

(別紙2)

量販店等PR活動支援事業

1 実施店舗及び販売方法

名称	所在地	県産品取扱予定品目数	PRする品目名	販売方法 (該当する項目にチェック✓を入れること)
Aスーパー (西宮店)	西宮市高松町〇〇	20品目	ねぎ チンゲンサイ いちご	<input checked="" type="checkbox"/> 県産農林水産物販売コーナーの設置 <input type="checkbox"/> 既存売場内でPOP等によるPR販売
Bスーパー (御影店)	神戸市東灘区〇〇	30品目	ほうれんそう トマト	<input type="checkbox"/> 県産農林水産物販売コーナーの設置 <input checked="" type="checkbox"/> 既存売場内でPOP等によるPR販売
(以下余白)				<input type="checkbox"/> 県産農林水産物販売コーナーの設置 <input type="checkbox"/> 既存売場内でPOP等によるPR販売
				<input type="checkbox"/> 県産農林水産物販売コーナーの設置 <input type="checkbox"/> 既存売場内でPOP等によるPR販売
計		50品目	—	—

<PRする品目のうち兵庫県認証食品の取扱状況>

PRする品目名	兵庫県認証食品※	
	ひょうご安心ブランド	ひょうご推奨ブランド
ねぎ	○	○
いちご		○
トマト	○	

※該当する兵庫県認証食品のブランドに○を記載すること。

2 PR活動の概要

Aスーパーでは、県産農産物の販売コーナーを設置、Bスーパーでは、県産農産物を「のぼり」等を用いたPR販売を行う。特にねぎ、チンゲンサイ、いちご、ほうれんそう、トマトについては、PR動画の作成や店頭販売員による試食販売など重点的なPRを行う。

3 実施計画

(1) PR販売方法

ア 県産農林水産物販売コーナー設置の有無

店舗名	コーナー有・無	有りの場合の設置期間※			定期・不定期の場合の時期及び考え方
		常設	定期	不定期	
Aスーパー (西宮店)	有		○		月1回兵庫県産農林水産物フェアを開催する。(毎月第3土日)
Bスーパー (御影店)	無				
(以下余白)					

※該当する設置期間に○を記載すること。

#### イ 店舗でのPR方法

店舗名	PR方法
Aスーパー（西宮店）	・販売コーナーに「兵庫県産農産物！」と表示した「POP表示」と「のぼり」を設置 ・産地の様子を伝える動画を上映
Bスーパー（御影店）	・県産農産物の販売場所に「兵庫県産農産物」のミニのぼりを設置 ・産地の様子を伝える動画を上映
（以下余白）	

#### (2) PRイベント

店舗名	回数	実施時期	イベント内容
Aスーパー（西宮店）	3回	9、11、1月	試食販売の実施（各1日） ねぎ(9月)、フゲンソイ(11月)、伊ゴ(1月)
Bスーパー（御影店）	2回	10、12月	試食販売の実施（各1日） 10月（トマト）、12月（ほうれんそう）
（以下余白）			

#### 4 次年度以降の推進方針

<p>県産農産物のPRを図るため、品揃えの充実と旬の農産物のPRを行う。</p>
--

※次年度以降のPR活動等についての方針を記載すること。

#### 5 事業収支予算

##### 〔収入の部〕

事項	予算額	摘要※
補助金	127,000円	
自己負担金	153,000円	
計	280,000円	(減額した金額 25,454円)

##### 〔支出の部〕

事項	予算額	摘要※
PR資材作成	60,000円	のぼり、パネル
店頭販売員派遣	100,000円	20千円/日×5日
産地紹介動画作成	120,000円	2店舗分
計	280,000円	(減額した金額 25,454円)

※摘要欄には、支出に係る経費の単価、数量等、算出根拠を記載すること。

※摘要欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

#### 6 事業完了予定年月日

令和7年2月28日